

関係機関との協議結果（1-（1）-⑩）

【宇都宮市】

指導事項等	処理・対応
<p>【建設部 技術管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>届出書P 6(6)経路の設定等にある「生活道路等への配慮」や「入出庫対策」を徹底し、想定していない経路からの来退店がないように努めてください。</li> <li>また、オープン後に周辺道路に想定以上の渋滞等が発生し周辺地域の生活利便に支障が生じた場合や、交通安全上からの対策の必要性が生じた場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対策をお願いいたします。</li> </ul>	<p>【建設部 技術管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「生活道路等への配慮」や「入出庫対策」を徹底し、想定していない経路からの来退店がないように努めます。</li> <li>オープン後に周辺道路に想定以上の渋滞等が発生し周辺地域の生活利便に支障が生じた場合や、交通安全上からの対策の必要性が生じた場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対策を検討します。</li> </ul>
<p>【市民まちづくり部 生活安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出入口付近を通行する歩行者等の安全確保に向け、店舗利用者へ入出庫時の安全確認の徹底について周知啓発をお願いします。</li> <li>防犯カメラの設置にあたっては、栃木県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考にしてください。</li> </ul>	<p>【市民まちづくり部 生活安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>店舗利用者へ入出庫時の安全確認の徹底を周知啓発し、出入口付近を通行する歩行者等の安全確保に努めます。</li> <li>防犯カメラを設置する際は、栃木県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考にします。</li> </ul>
<p>【環境部 環境保全課】</p> <p>1 各環境法令</p> <p>大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要な施設を設置する場合は、法令に基づく届出日までに提出してください。</p> <p>2 土壌関係</p> <p>一定の規模以上の土地の形質の変更届出（土壌汚染対策法第4条第1項）</p> <p>3,000平方メートル以上の土地の掘削その他土地の形質の変更を行う場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」を提出してください。</p> <p>3 騒音及び振動</p> <p>特定建設作業実施届出（騒音規制法第14</p>	<p>【環境部 環境保全課】</p> <p>1 各環境法令</p> <p>大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要な施設を設置する場合は、各法令等に基づく届出日までに届出書を提出します。</p> <p>2 土壌関係</p> <p>3,000平方メートル以上の土地の掘削その他土地の形質の変更を行う場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」を提出します。</p> <p>3 騒音及び振動</p> <p>特定建設作業を実施する場合は、工事の7</p>

<p>条、振動規制法第14条)</p> <p>特定建設作業を実施する場合は、工事の7日前までに、法令に基づく「特定建設作業実施届出書」を提出してください。</p> <p>4 上記の各環境法令に基づく届出を行った場合には、各法令等で定める規制基準等を遵守してください。</p> <p>5 周辺の生活環境の保全に配慮し、近隣住民等から苦情・相談があった場合は、誠意をもって対応してください。</p>	<p>日前までに、法令に基づく「特定建設作業実施届出書」を提出します。</p> <p>4 上記の各環境法令に基づく届出を行った場合には、各法令等で定める規制基準等を遵守します。</p> <p>5 周辺の生活環境の保全に配慮し、近隣住民等から苦情・相談があった場合は、誠意をもって対応致します。</p>
<p><b>【環境部 ごみ減量課】</b></p> <p>1 各環境法令</p> <p>大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要な施設を設置する場合は、法令に基づく届出日までに提出してください。</p> <p>2 土壤関係</p> <p>一定の規模以上の土地の形質の変更届出（土壤汚染対策法第4条第1項）</p> <p>3,000平方メートル以上の土地の掘削その他土地の形質の変更を行う場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」を提出してください。</p> <p>3 騒音及び振動</p> <p>特定建設作業実施届出（騒音規制法第14条、振動規制法第14条）</p> <p>特定建設作業を実施する場合は、工事の7日前までに、法令に基づく「特定建設作業実施届出書」を提出してください。</p> <p>4 上記の各環境法令に基づく届出を行った場合には、各法令等で定める規制基準等を遵守してください。</p> <p>5 周辺の生活環境の保全に配慮し、近隣住民等から苦情・相談があった場合は、誠意をもって対応してください。</p>	<p><b>【環境部 廃棄物対策課】</b></p> <p>1 各環境法令</p> <p>大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要な施設を設置する場合は、法令に基づく届出日までに提出します。</p> <p>2 土壤関係</p> <p>3,000平方メートル以上の土地の掘削その他土地の形質の変更を行う場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」を提出します。</p> <p>3 騒音及び振動</p> <p>特定建設作業を実施する場合は、工事の7日前までに、法令に基づく「特定建設作業実施届出書」を提出します。</p> <p>4 上記の各環境法令に基づく届出を行った場合には、各法令等で定める規制基準等を遵守します。</p> <p>5 周辺の生活環境の保全に配慮し、近隣住民等から苦情・相談があった場合は、誠意をもって対応します。</p>

<p><b>【都市整備部 都市計画課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該地は市街化区域の第一種住居地域（建ぺい率60%，容積率200%）に指定されています。なお、当該地東側には、都市計画道路3・4・102号宇都宮日光線が計画されております。建築物（屋根や樋、基礎などを含む）が都市計画道路に抵触する場合、又は、抵触はないが、都市計画道路から建築物までの距離が1m未満に位置する場合は、都市計画法第53条の許可申請が必要となる場合があります。詳細については都市計画課までお問い合わせ下さい。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>【都市計画グループ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該地は令和7年8月12日に都市計画法における開発許可を取得しており、その際に盛土規制法のみなし許可を要する造成を行わない旨を確認しております。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>【盛土対策グループ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該地は、市街化区域内の1,000m<sup>2</sup>を超える区画形質の変更を伴う土地利用であるため、都市計画法第29条第1項の開発許可を令和7年8月12日に取得しております。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>【開発指導グループ】</b></p>	<p><b>【都市整備部 都市計画課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物（屋根や樋、基礎などを含む）が都市計画道路に抵触する場合、又は都市計画道路から建築物までの距離が1m未満に位置する場合は、都市計画法第53条について都市計画課まで問い合わせします。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>承知しました。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>承知しました。</li> </ul>
<p><b>【都市整備部 景観みどり課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高さ10m超又は、建築面積1,000m<sup>2</sup>超の建築物の新築等、一定規模を超える工作物の新設等、区域面積10,000m<sup>2</sup>超の開発行為は景観法第16条に基づく届出を要します。（住宅地景観ゾーン）</li> <li>なお、「宇都宮市色彩景観ガイドライン」による色彩誘導を図っておりますのでご配慮ください。</li> </ul>	<p><b>【都市整備部 景観みどり課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高さ10m超又は、建築面積1,000m<sup>2</sup>超の建築物の新築等、一定規模を超える工作物の新設等、区域面積10,000m<sup>2</sup>超の開発行為を行う場合は、景観法第16条に基づく届出します。（届出をします。）</li> <li>また、「宇都宮市色彩景観ガイドライン」による色彩誘導を配慮します。</li> </ul>
<p><b>【都市整備部 建築指導課】</b></p> <p>計画について、以下の手続きが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項による建築確認申請</li> <li>建築基準法第88条第1項による工作物確認申請（高さが4mを超える広告塔その他これらに類するものの場合）</li> </ul>	<p><b>【都市整備部 建築指導課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下のとおり手続きを行っています。</li> </ul> <p>・建築確認申請 提出：令和7年7月4日 提出先：日本ERI宇都宮支店</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工作物確認申請 提出：令和8年1月30日（予定）</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく手続き</li> <li>・宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例に基づく手続き</li> <li>・駐車場法に基づく手続き ⇒路外駐車場で駐車の用に供する面積が500 m<sup>2</sup>以上となる場合は、駐車場法施行令に規定される技術的基準への適合が必要となります。(路外駐車場の前面道路が2以上ある場合の出入口設置制限について、確認してください。)</li> <li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく手続き</li> <li>・宇都宮市屋外広告物条例に基づく手続き</li> </ul> <p>※申請済の手続きや対象外の物件もありますので、法律などを確認し、適宜協議を行うなど必要な手続きを行ってください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく手続き 提出：令和7年7月10日 提出先：日本ERI宇都宮支店</li> <li>・宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例に基づく手続き 提出：令和7年7月28日 提出先：日本ERI宇都宮支店</li> <li>・駐車場法に基づく手続き 駐車場法施行令に規定される技術的基準に適合した駐車場とします。</li> <li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく手続き 提出：令和7年7月8日</li> <li>・宇都宮市屋外広告物条例に基づく手続き 提出：令和8年1月13日（予定）</li> </ul>
<p><b>【建設部 道路管理課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道からの出入口等（乗り入れ、掘削等を含む。）の工事を施行する場合は、「道路工事施行承認申請書」が必要となりますので、事前に協議してください。（道路法第24条） ※乗り入れの入り口幅については、別途協議をお願いします。</li> <li>・今後の土地利用に伴い、道路を損傷若しくは汚損をした場合又は道路の補強等道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた場合は、必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を原因者により工事を施行してください。（道路法第22条）</li> <li>・他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じさせた限度において、原因者によりその全部又は一部を負担してください。（道路法第58条）</li> <li>・道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、「道路占用許可申請書」が必要となりますので、事前に協議し</li> </ul>	<p><b>【建設部 道路管理課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年7月22日に道路法第24条の許可申請済みです。（宇都宮市指令道管第592号） 乗り入れの入り口幅については、別途協議します。尚、法定外公共物からの出入口等（乗り入れ及び掘削等を含む）の施工工事は有りません。</li> <li>・道路法第22条について、今後の土地利用に伴い、道路を損傷若しくは汚損をした場合又は道路の補強等道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた場合は、必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を原因者により工事を施行します。</li> <li>・道路法第58条について、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じさせた限度において、原因者によりその全部又は一部を負担します。</li> <li>・道路法第32条について、道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、事前に協議します。</li> </ul>

<p>てください。(道路法第32条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該地東側に接する主要地方道119線については、宇都宮土木事務所と協議してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該地東側に接する主要地方道119線については、宇都宮土木事務所と協議します。</li> </ul>
<p>【教育委員会事務局 学校健康課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通学路であることから、工事を行う際、登下校中の児童生徒の安全確保に充分努めていただきたい</li> </ul>	<p>【教育委員会事務局 学校健康課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事を行う際は、通学登下校中の児童生徒に注視して、誘導員の配置など安全対策に努めます。</li> </ul>

### 【栃木県】

指導事項等	処理・対応
<p>【地域振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、宇都宮市都市計画課に確認してください。</li> </ul>	<p>【地域振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宇都宮市都市計画課と協議済みです。届出不要と回答をいただきました。</li> </ul>
<p>【県民協働推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>午後11時以降(栃木県青少年健全育成条例に定める深夜)に営業する場合には、店舗及び敷地内にいる青少年(18歳未満)に対して、同条例第48条第3項に基づく帰宅奨励(声かけ、提示、放送等)をしていただくようお願いします。</li> <li>酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いします。</li> <li>図書類等(DVD・ゲームソフトを含む)を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年(18歳未満の者)には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所に、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示(大きさ30cm×15cm)を行ってください。</li> </ul>	<p>【県民協働推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>午後11時以降に営業する場合には、店舗及び敷地内にいる青少年(18歳未満)に対して、条例第48条第3項に基づく帰宅奨励を実施します。</li> <li>酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようにします。</li> <li>どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年(18歳未満の者)には閲覧・販売等しません。また、陳列箇所に、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示(大きさ30cm×15cm)を行います。</li> </ul>
<p>【環境保全課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出店後は静音保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には、速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。(回答不要)</li> </ul>	<p>【環境保全課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出店後は静音保持に努め、周辺住民から苦情が発生した場合には、誠意ある対応を致します。</li> </ul>

<p><b>【資源循環推進課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栃木県では令和 3 (2021) 年度から令和 7 (2025) 年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</li> <li>・栃木県では令和 3 (2021) 年度から令和 12 (2030) 年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</li> </ul>	<p><b>【資源循環推進課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源循環推進計画の趣旨を確認・理解し、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等など、循環型社会の形成の推進に資する取組について、協力致します。</li> <li>・食品ロス削減推進計画の趣旨を確認し、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等、食品ロス削減に資する取組について、協力致します。</li> </ul>
<p><b>【交通政策課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。</li> </ul>	<p><b>【交通政策課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開店後、周辺道路に計画時の想定以上の渋滞や交通安全の問題が発生した場合には、関係各課との協議を行い、必要な対応を検討します。</li> </ul>
<p><b>【道路整備課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし</li> </ul>	<p><b>【道路整備課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>
<p><b>【道路保全課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県管理道路に接道する乗り入れ等について、道路構造の改変等がある場合は、道路法第 24 条の承認が必要となりますので、確認をお願いします。</li> <li>・計画地内の雨水排水について、県管理排水施</li> </ul>	<p><b>【道路保全課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 7 年 7 月 1 日に道路法第 24 条の許可申請済みです。（栃木県指令字土第 070024 号）</li> <li>・雨水排水については、宅地内浸透槽で敷地内</li> </ul>

<p>設に接続しないで下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指導事項等については、宇都宮土木事務所と協議願います。</li> </ul>	<p>浸透としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指導事項等について、宇都宮土木事務所と協議済みです。</li> </ul>
<p><b>【上下水道課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>汚水排水計画及び雨水排水計画については、宇都宮市担当課と協議してください。</li> </ul>	<p><b>【上下水道課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>汚水排水計画及び雨水排水計画については、宇都宮市担当課と協議します。</li> </ul>
<p><b>【都市政策課】</b></p> <p>&lt;景観づくり担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物を設置する場合には、宇都宮市屋外広告物条例に基づく許可申請について、宇都宮市建築指導課と協議してください。(協議先：宇都宮市建築指導課)</li> <li>宇都宮市景観計画に定める行為の届出の要否について、宇都宮市景観みどり課と協議してください。(協議先：宇都宮市景観みどり課)</li> </ul> <p>&lt;開発指導担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法における開発許可の要否について、宇都宮市都市計画課と協議してください。(協議先：宇都宮市都市計画課)</li> </ul>	<p><b>【都市政策課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物を設置する場合には、宇都宮市屋外広告物条例に基づく許可申請について、宇都宮市建築指導課と協議します。</li> <li>宇都宮市景観計画に定める行為の届出の要否について、宇都宮市景観みどり課と協議します。</li> <li>市計画法における開発許可の要否について、宇都宮市都市計画課と協議します。</li> </ul>
<p>&lt;計画担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、宇都宮市都市計画課と協議してください。(協議先：宇都宮市NCC推進課)</li> <li>当該地は都市計画道路3・4・102号宇都宮日光線が都市計画決定されていますので、都市計画法第53条に基づく建築の許可について宇都宮市都市計画課と協議してください。(協議先：宇都宮市都市計画課)</li> <li>自動車の駐車の用に供する部分の面積が500m<sup>2</sup>以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、宇都宮市建築指導課(駐車場法担当)に確認してください。(協議先：宇都宮市建築指導課)</li> <li>駐車場の設置にあっては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針)」に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合は、宇都宮市都市計画課と協議のうえ必要に応じて届出します。</li> <li>都市計画法第53条に基づく建築の許可について宇都宮市都市計画課と協議します。</li> <li>宇都宮市建築指導課(駐車場法担当)に確認のうえ、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準に適合した駐車場とします。</li> <li>駐車場の設置にあたっては「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針)」に</li> </ul>

<p>基づく措置を講じるよう努めてください。 (協議先：宇都宮市建築指導課)</p> <p>&lt;盛土安全推進班&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土規制法の許可等の要否について、宇都宮市都市計画課と協議してください。(協議先：宇都宮市都市計画課盛土対策グループ)</li> </ul>	<p>基づく措置を講じるよう努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土規制法の許可等の要否について、宇都宮市都市計画課と協議します。</li> </ul>
<p>【都市整備課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見なし。</li> </ul>	<p>【都市整備課】</p> <p>—</p>
<p>【建築指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）について、宇都宮市都市整備部建築指導課（TEL：028-632-2573）と協議願います。</li> <li>・なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。</li> </ul>	<p>【建築指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮市都市整備部建築指導課等と下記のとおり協議を行っています。</li> <li>・建築確認申請（建築基準法） <ul style="list-style-type: none"> <li>提出：令和7年7月4日</li> <li>提出先：日本ERI宇都宮支店</li> </ul> </li> <li>・建設リサイクル法に基づく届出 <ul style="list-style-type: none"> <li>提出：令和7年7月8日</li> <li>提出先：宇都宮市建築指導課</li> </ul> </li> <li>・建築物省エネ法に基づく適合判定 <ul style="list-style-type: none"> <li>提出：令和7年7月10日</li> <li>提出先：日本ERI宇都宮支店</li> </ul> </li> <li>・バリアフリー法 <ul style="list-style-type: none"> <li>提出：令和7年7月28日</li> <li>提出先：宇都宮市建築指導課</li> </ul> </li> </ul>
<p>【警察本部交通規制課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年11月25日、事前協議終了。</li> <li>・今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。</li> </ul>	<p>【警察本部交通規制課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、乗入口の位置等に変更が生じた場合は、警察本部交通規制課及び関係各課と再協議いたします。</li> </ul>
<p>【経営支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導事項等なし</li> </ul>	<p>【経営支援課】</p> <p>—</p>